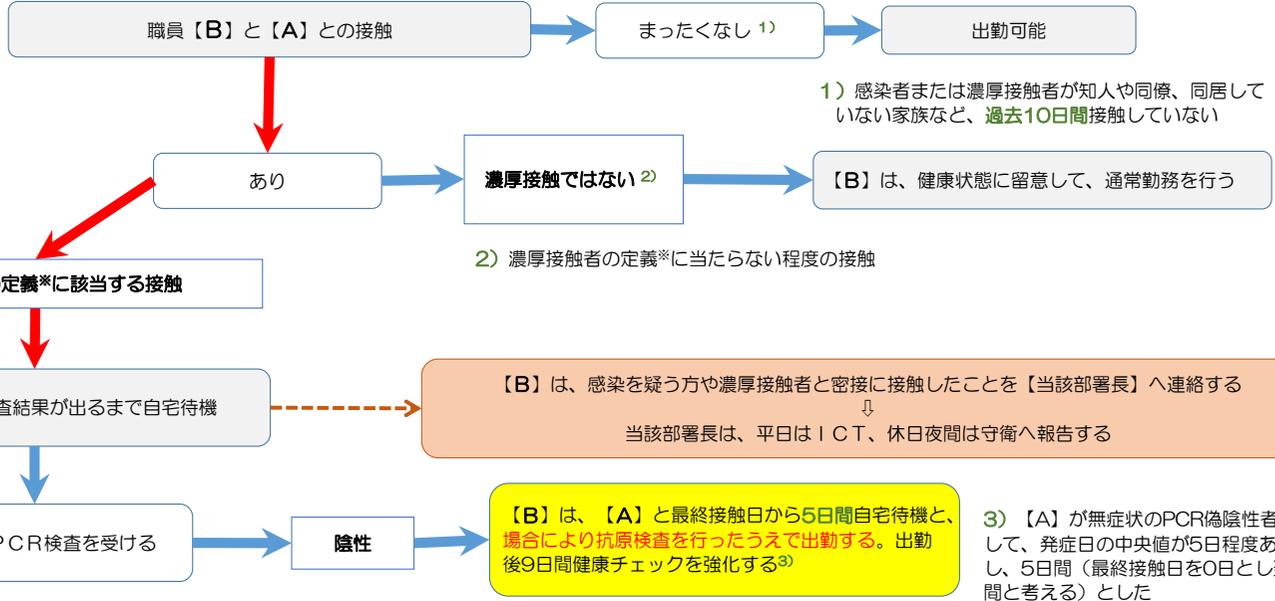


職員が濃厚接触者あるいは感染疑い者と接触した場合の対応

【A】感染者の濃厚接触者・コロナ感染疑い

※【濃厚接触者の定義】
 濃厚接触者とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
 ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
 ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
 ・患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 その他：
 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしに「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 について
 令和2年5月29日版



1) 感染者または濃厚接触者が知人や同僚、同居していない家族など、過去10日間接触していない

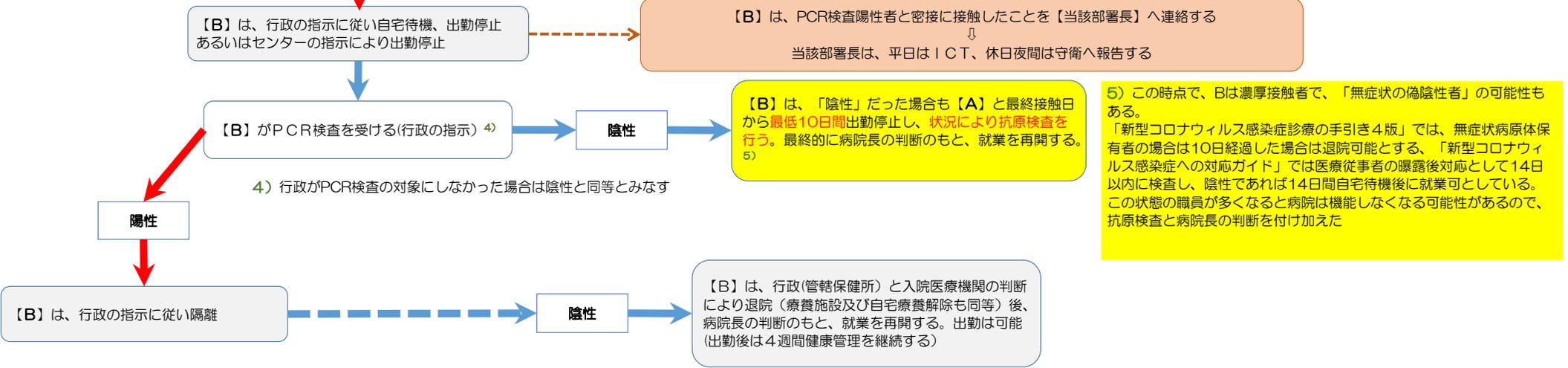
2) 濃厚接触者の定義*に当たらない程度の接触

【B】は、感染を疑う方や濃厚接触者と密接に接触したことを【当該部署長】へ連絡する
 ↓
 当該部署長は、平日はICT、休日夜間は守衛へ報告する

【B】は、【A】と最終接触日から5日間自宅待機と、場合により抗原検査を行ったうえで出勤する。出勤後9日間健康チェックを強化する³⁾

3) 【A】が無症状のPCR偽陰性者であると仮定して、発症日の中央値が5日程度あることを考慮し、5日間（最終接触日を0日とし翌日より4日間と考える）とした

以下職員がPCR検査等陽性者と濃厚接触した場合の対応 を兼ねる（案）



4) 行政がPCR検査の対象にしなかった場合は陰性と同等とみなす

【B】は、「陰性」だった場合も【A】と最終接触日から最低10日間出勤停止し、状況により抗原検査を行う。最終的に病院長の判断のもと、就業を再開する。⁵⁾

5) この時点で、Bは濃厚接触者で、「無症状の偽陰性者」の可能性もある。
 「新型コロナウイルス感染症診療の手引き4版」では、無症状病原体保有者の場合は10日経過した場合は退院可能とする、「新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」では医療従事者の曝露後対応として14日以内に検査し、陰性であれば14日間自宅待機後に就業可としている。この状態の職員が多くなると病院は機能しなくなる可能性があるため、抗原検査と病院長の判断を付け加えた

【B】は、行政(管轄保健所)と入院医療機関の判断により退院(療養施設及び自宅療養解除も同等)後、病院長の判断のもと、就業を再開する。出勤は可能(出勤後は4週間健康管理を継続する)